

○医学生地域医療奨学金貸与規則

平成18年3月24日

島根県規則第14号

改正 平成20年1月29日規則第2号

平成21年3月31日規則第34号

平成21年3月31日規則第48号

平成22年3月26日規則第21号

平成25年3月22日規則第8号

平成25年10月15日規則第67号

平成26年3月28日規則第38号

平成30年3月23日規則第13号

平成30年3月27日規則第22号

平成31年3月29日規則第41号

令和2年3月13日規則第18号

令和3年3月31日規則第62号

令和3年6月29日規則第88号

令和4年3月22日規則第39号

令和6年3月29日規則第17号

医学生地域医療奨学金貸与規則をここに公布する。

医学生地域医療奨学金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、将来県内の医療機関に勤務しようとする医学生等に対し、奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医学生等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(自治医科大学を除く。以下「大学」という。)の医学を履修する課程(以下「医学課程」という。)に在学する者
- (2) 学校教育法による大学院(以下「大学院」という。)において医学に関する専門知識を修得しようとする者

2 この規則において「指定医療機関」とは、県内の医療機関で次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）のうち次の者が開設する病院又は診療所

ア 県

イ 市町村

ウ 地方公共団体が組織する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。以下同じ。）

エ 日本赤十字社

オ 社会福祉法人恩賜財団済生会

カ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

(3) へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づき知事の指定を受けた病院をいう。以下同じ。）

(4) 指定病院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により知事の指定を受けた病院をいう。次項第3号において同じ。）

(5) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する内閣総理大臣が指定する医療機関をいう。）

(6) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。次項第4号において同じ。）を併設する施設

(7) その他前各号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

3 この規則において「特定地域医療機関」とは、県内の次に掲げる施設をいう。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項から第3項まで、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域並びに同法第43条各項及び第44条第1項から第3項までの規定により同法の規定が適用される区域を含む。）に所在する公的医療機関のうち前項第1号に掲げる者が開設する病院又は診療所

(2) へき地医療拠点病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

(3) 指定病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

(4) 医療型障害児入所施設を併設する医療機関（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

(5) その他前各号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

（平21規則34・平25規則8・平31規則41・令2規則18・令3規則62・一部改正）

（奨学金の貸与）

第3条 県は、将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする次に掲げる医学生等（へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）又は特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）による貸与を受けた者を除く。）に対し、奨学金を貸与するものとする。

(1) 島根大学医学部医学科地域枠学校推薦型選抜入学者

(2) 島根大学医学部医学科緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜入学者

(3) 島根大学医学部医学科県内定着枠入学者

(4) 鳥取大学医学部医学科島根県枠入学者

(5) 前各号に掲げる者を除く医学生等

（平21規則34・平21規則48・平22規則21・平30規則22・令3規則62・一部改正）

（貸与金額）

第4条 奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

医学生等の区分	奨学金の区分	奨学金の額
前条第1号から第5号までに掲げる者	修学費	月額 100,000円
	授業料相当額	年額 535,800円
	入学金相当額	282,000円

（平30規則22・令4規則39・一部改正）

（貸与期間）

第5条 奨学金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、第8条の規定により知事が奨学金の貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要と認めた場合には、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から、当該貸与を受けた医学生等が大学の医学課程又

は大学院の課程を修了する日の属する月までとする。ただし、貸与期間は、正規の修業年限を超えることができない。

(平31規則41・一部改正)

(連帯保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする医学生等は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

3 第1項の連帯保証人は、第9条第1項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

(平20規則2・平21規則34・一部改正)

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、医学生地域医療奨学金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 大学の在学証明書(大学入学前に申請する者にあつては、大学入学後に速やかに提出すること。)

(2) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書

(3) 学業及び人物についての所見を記載した大学の学長の推薦書(第3条第5号に掲げる者に限る。)(大学入学前又は大学入学の直後に申請する者にあつては、高等学校長の証明する調査書)

(4) 医師免許証の写し(第2条第1項第2号に規定する者のうち、当該免許証を取得している者に限る。)

(5) 臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)による臨床研修をいう。以下同じ。)の修了を証明する書類(第2条第1項第2号に規定する者のうち、臨床研修を修了した者に限る。)

(6) 小論文(第3条第5号に掲げる者に限る。)

(平30規則22・一部改正)

(一般社団法人しまね地域医療支援センターへの申込み)

第7条の2 前条の申請書を提出する者は、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込むものとし、同条の申請書に一般社団法人しまね地域医療支援センター登録申込書を添付して知事に提出するものとする。

(平30規則22・追加)

(貸与の決定)

第8条 知事は、第7条の申請に基づき奨学金を貸与する医学生等を同条第1号から第5号までに掲げる書類、同条第6号の小論文、面接等により決定し、医学生地域医療奨学金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号、様式第3号）により、当該医学生等及び当該医学生等が在学する大学の学長に通知する。この場合において、大学入学前に申請した者（この条において「申請者」という。）については、申請者及び申請者が在学する高等学校長に内定した旨を通知する。

（平30規則22・一部改正）

（奨学金の交付）

第9条 前条の規定により奨学金の貸与決定通知を受けた医学生等（以下「被貸与者」という。）は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止するまでの間は、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。

- 2 奨学金のうち修学費は、毎月交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、あらかじめ、数月分を併せて交付することができる。
- 3 奨学金のうち授業料相当額は、その2分の1に相当する額をそれぞれ4月分と10月分の修学費と併せて交付するものとする。
- 4 奨学金のうち入学金相当額は、入学した日の属する月の修学費と併せて交付するものとする。
- 5 第5条本文の規定により知事が特に必要と認め、貸与期間を4月からとした場合には、第2項本文及び前2項の規定にかかわらず、4月から貸与を決定した日の属する月までの分の修学費、授業料相当額及び入学金相当額は、貸与の決定後速やかに交付する。
- 6 第2項ただし書の規定による奨学金の交付を受けようとする医学生等は、医学生地域医療奨学金一括交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（平25規則67・平30規則22・平31規則41・一部改正）

（貸与の決定の取消し及び停止）

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため大学の医学課程、臨床研修又は大学院の課程を修了する見込みがなくなったとき。

- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める場合

2 知事は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、奨学金の交付を停止する。この場合において、停止された月分の奨学金が既に交付されているときは、当該奨学金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として交付されたものとする。

(平30規則22・一部改正)

(借用証書の提出)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた奨学金の全額について、借用証書（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

(平25規則8・一部改正)

(返還)

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で算定した額との合計額（以下「返還債務の額」という。）を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により奨学金の貸与が取り消されたとき。
- (2) 大学の医学課程を修了した日（第2条第1項第2号に規定する者のうち医師免許を取得していない者にあつては、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日）から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。
- (4) 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日までに、貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。）第2条の表医学生地域医療奨学金の項に規定する免除の条件を達成できない見込みとなったとき。

ア 第2条第1項第1号に該当する被貸与者（第3条第4号に掲げる者を除く。）

国家試験（医師法の規定による医師国家試験をいう。以下この号及び第14条第1項

において同じ。)に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間(貸与期間が、1年未満の場合にあっては3年、1年以上2年未満の場合にあっては当該貸与期間に2年を加えた期間。イ及びウにおいて同じ。)

(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務(臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この号において同じ。)に従事することができなかつた期間(指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間その他の指定医療機関の長の指示により指定医療機関又は特定地域医療機関において医師の業務に従事することができない期間(以下「指定医療機関以外従事等期間」という。))がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。)を除く。イ及びウにおいて同じ。)を経過する日

イ 第2条第1項第2号に該当する被貸与者(大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得した者に限る。) 大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日

ウ 第2条第1項第2号に該当する被貸与者(大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得していない者に限る。) 国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日

エ 第2条第1項第1号に該当する被貸与者(第3条第4号に掲げる者に限る。) 国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して12年(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間(指定医療機関以外従事等期間がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間(臨床研修を受ける期間を除く。))を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。)を除く。)を経過する日

2 被貸与者は、前項の規定により奨学金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、医学生地域医療奨学金返還明細書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(平25規則8・平25規則67・平30規則13・平30規則22・令3規則62・令4規則39・一部改正)

(返還の特例)

第13条 被貸与者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により、大学の医学課程若しくは大学院を修了する見込みがなくなったため貸与の決定を取り消されたとき又は医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。

2 被貸与者は、前項の規定により奨学金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日(第15条第3項の規定により返還債務の額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定の通知を受けた日)から起算して14日以内に、医学生地域医療奨学金返還方法承認申請書(様式第8号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い(支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。)又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、貸与期間を超えることができない。

3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、医学生地域医療奨学金返還方法変更承認申請書(様式第9号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(平25規則67・一部改正)

(返還の猶予)

第14条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する被貸与者(第3条第4号に掲げる者を除く。)にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間(貸与期間が、1年未満の場合にあつては3年、1年以上2年未満の場合にあつては当該貸与期間に2年を加えた期間。次号及び第3号において同じ。)

(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務(臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。第4号において同

じ。)に従事することができなかった期間(指定医療機関以外従事等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。)を除く。次号及び第3号において同じ。)

- (2) 第2条第1項第2号に該当する被貸与者(大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得した者に限る。)にあつては、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間
- (3) 第2条第1項第2号に該当する被貸与者(大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得していない者に限る。)にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間
- (4) 第2条第1項第1号に該当する被貸与者(第3条第4号に掲げる者に限る。)にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から起算して12年(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(指定医療機関以外従事等期間がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間(臨床研修を受ける期間を除く。))を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。)を除く。)
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であると知事が認めるとき。

2 被貸与者は、前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、医学生地域医療奨学金返還猶予申請書(様式第10号)に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(平21規則34・平25規則67・平30規則13・平30規則22・平31規則41・令4規則39・一部改正)

(返還の免除)

第15条 条例第2条の表医学生地域医療奨学金の項に規定する従事期間(以下「従事期間」という。)は、被貸与者が指定医療機関において医師の業務に就いた日の属する月

から指定医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

2 前項の規定により従事期間を算定する場合において、当該期間中に次の各号に掲げる期間があるときは、その開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

(1) 休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間

(2) 臨床研修以外の研修を受けることを目的として医師の業務に従事（診療行為を行わないで専ら研修又は研究をすることをいう。）する期間

3 被貸与者は、返還債務の額の全部又は一部について返還の免除を受けようとするときは、条例に規定する事由が生じた日から起算して14日以内に医学生地域医療奨学金返還免除申請書（様式第11号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 被貸与者は、返還債務の額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。

5 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（平25規則67・平30規則13・一部改正）

（延滞金）

第16条 被貸与者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（届出）

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき。

(3) 心身の故障のため大学の医学課程又は大学院の課程を修了する見込みがなくなったとき。

- (4) 大学の医学課程を修了したとき。
 - (5) 医師免許を取得したとき。
 - (6) 臨床研修を行うこととなったとき又は臨床研修を修了し、若しくは中止したとき。
 - (7) 大学院の課程を修了し、又はその修業を中止したとき。
 - (8) 指定医療機関の職員となったとき又は指定医療機関の職員でなくなったとき。
 - (9) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
 - (10) 連帯保証人を変更したとき。
 - (11) この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。
- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - (1) 在職する医療機関等の名称及び在職期間
 - (2) 翌年度の勤務先の名称及び住所並びに翌年度以降の勤務計画（県が別に定めるキャリア形成プログラム（医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画をいう。）に基づくものに限る。）
 - 4 前3項の規定による届出（前項第2号に係るものを除く。）には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

（平21規則34・平30規則22・平31規則41・一部改正）

（指定医療機関以外従事等期間に係る申請）

第18条 被貸与者が、指定医療機関以外従事等期間があることについて知事の承認を得ようとするときは、指定医療機関以外従事等期間の開始の日の1月前までに医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 指定医療機関の長の指示により、被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間等変更承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（平30規則22・追加、令4規則39・一部改正）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条に規定する貸与の申請については、この規則の施行前においても受け付けることができる。

附 則 (平成20年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第48号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第67号)

改正 令和4年3月22日規則第39号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項ただし書及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。ただし、貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成25年島根県条例第35号。以下「改正条例」という。)附則第2項ただし書の規定により、改正条例による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)の規定の例による場合は、この規則による改正後の医学生地域医療奨学金貸与規則(第9条第1項を除く。)の規定の例による。

附 則 (平成26年規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金の被貸与者に対する第2条の規定による改正後の医学生地域医療奨学金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第3項	次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1) 在職する医療機関等の名称及び在職期間 (2) 翌年度の勤務先の名称及び住所並びに翌年度以降の勤務計画（県が別に定めるキャリア形成プログラム（医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画をいう。）に基づくものに限る。）	在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。
第17条第4項	届出（前項第2号に係るものを除く。）	届出

附 則（令和2年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第6号の

改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の医学生地域医療奨学金貸与規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年規則第62号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第88号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年規則第39号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者氏名(本人)

医学生地域医療奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、医学生地域医療奨学金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関に所定の期間勤務することを誓います。

貸与申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	申請金額	円
本人	ふりがな	大学名及び 大学院名等	大学
	氏名		学科
	性別	男性・女性	学年在学 年度入学
	生年月日	年 月 日生	出身学校
現住所及び電話番号等	〒 () —		
	メールアドレス:		
帰省先住所及び電話番号	〒 () —		
	() —		
連帯保証人	連帯保証人は、上記の申請者がこの奨学金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。		
	氏名	(実印)	生年月日
	住所及び電話番号	〒 () —	
島根県以外の 医学生向け奨学金	<input type="checkbox"/> 受けている (都道府県名又は市町村名)		
	<input type="checkbox"/> 受ける予定がある (都道府県名又は市町村名)		
	<input type="checkbox"/> なし		

1 関係書類

- (1) 大学の在学証明書(大学入学前に申請する者は、大学入学後速やかに提出すること。)
- (2) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書
- (3) 学業及び人物について所見を記載した大学の学長の推薦書(大学入学前又は大学入学の直後に申請する者は、出身高等学校長の証明する調査書)【全国大学枠のみ】
- (4) 医師免許証の写し及び臨床研修を修了したことを証明する書類(大学院生のうち該当者に限る。)
- (5) 小論文【全国大学枠のみ】

2 記載上の留意点

「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

様

島根県知事



医学生地域医療奨学金貸与決定(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった医学生地域医療奨学金の貸与については、
下記のとおり決定し(不承認になつた)ので、医学生地域医療奨学金貸与規則第8条の規定に
より通知します。

記

1 決定

決 定 番 号	号
貸 与 額	修学費 円(月額)
	授業料相当額 円(年額)
	入学金相当額 円
	総額 円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

様

島根県知事



医学生地域医療奨学金貸与決定(不承認)通知書

このことについて、(先に貴職から推薦のあった)下記の者は、医学生地域医療奨学金を貸与することを決定(不承認)としましたので通知します。

記

1 決定

氏 名	
決 定 番 号	号
貸 与 額	修学費 円(月額) 授業料相当額 円(年額) 入学金相当額 円 総額 円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金一括交付申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第9条第3項ただし書の規定により、下記のとおり奨学金の一括交付を申請します。

記

交付を受けようとする月分	年	月分	円
	年	月分	円
	年	月分	円
計		月分	円
月分の交付を受けようとする理由			

様式第6号(第11条関係)

借 用 証 書



金 円

ただし、医学生地域医療奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金(年 月分から 年 月分まで)上記金額を借用しました。ついては、医学生地域医療奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名



決定番号 ー

連帯保証人 住 所

氏 名



島根県知事 様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

本人 住所
氏名
決定番号 ー

連帯保証人 住所
氏名

医学生地域医療奨学金返還明細書

貸与を受けた奨学金を下記により返還します。

記

貸与を受けた期間 〔休学又は停学により貸与が 休止された期間〕	年 月から 年 月まで 月間 (年 月から 年 月まで 月間)
返還すべき額	金 円
返還期日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金返還方法承認申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第13条第2項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の特別措置を受けたいので承認されるよう申請します。

記

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が 休止された期間)	年 月 から 年 月 まで 月間 (年 月 から 年 月 まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込 み) 年 月 日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還をしたい理由	

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

島根県知事

様

住 所
本人 氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金返還方法変更承認申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第13条第3項の規定により、下記のとおり奨学金の返還方法を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更前

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が 休止された期間)	年 月 から 年 月 まで 月間 (年 月 から 年 月 まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	年賦 半年賦 月賦 円
変 更 し よ う と す る 理 由	
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金返還猶予申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第14条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
医籍登録番号(登録年月日)	(年 月 日)
在職する医療機関等の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類

上記理由を証明する書類

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた奨学金の全部(一部)について返還の免除を受けたいので、医学生地域医療奨学金貸与規則第15条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた奨学金の総額	金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
在職した指定医療機関の名称及び在職期間	機 関 の 名 称	従 事 期 間
医 籍 登 録 番 号 (登 録 年 月 日)	(年 月 日)	
休職又は停職の有無及び期間(業務に起因する休職を除く。)		
業務に起因する死亡又は退職についての事実		
業務に起因する死亡又は退職の年月日	年 月 日 (死 亡 ・ 退 職)	
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した指定医療機関の名称及び従事期間を記載した在職証明書
- 2 医師免許証の写し
- 3 休職(業務に起因する休職を除く。)又は停職及びその期間を証明する書類
- 4 業務に起因する死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書

様式第12号(第18条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間承認申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第18条第1項の規定により、下記のとおり指定医療機関以外従事等期間があることについて、承認されるよう申請します。

記

指定医療機関の長の指示により 従事する医療機関等の住所及び 名称	住所 名称
指定医療機関以外従事等期間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名

様式第13号(第18条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間等変更承認申請書

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、医学生地域医療奨学金貸与規則第18条第2項の規定により承認の申請をします。

記

指定医療機関の長の指示により 従事する医療機関等の住所及び 名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
指定医療機関以外従事等期間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	 指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名

様式第1号 (第7条関係)

(令2規則18・全改、令3規則88・一部改正)

様式第2号 (第8条関係)

(平30規則22・一部改正)

様式第3号 (第8条関係)

(平30規則22・一部改正)

様式第4号 削除

(平30規則22)

様式第5号 (第9条関係)

(令3規則88・一部改正)

様式第6号 (第11条関係)

(令2規則18・全改)

様式第7号 (第12条関係)

(平20規則2・令3規則88・一部改正)

様式第8号 (第13条関係)

(令3規則88・一部改正)

様式第9号 (第13条関係)

(令3規則88・一部改正)

様式第10号 (第14条関係)

(令3規則88・一部改正)

様式第11号 (第15条関係)

(令3規則88・一部改正)

様式第12号 (第18条関係)

(平30規則22・追加、令3規則88・一部改正)

様式第13号 (第18条関係)

(平30規則22・追加、令3規則88・一部改正)